

宮崎におけるバリアフリー情報提供システムに関する調査研究

Investigation study for supply system of barrier free information in Miyazaki

金子正光

安全で快適な生活環境づくりをめざして、公共的建築物のバリアフリー化とバリアフリー情報の提供方法について検討することは、福祉のまちづくりの分野において重要である。高齢者社会の中、障害のあるかたや高齢のかたをはじめ、すべての人が安心して生き生きと暮らせるように、宮崎県内の各種施設のバリアフリーに関する情報など、様々な情報を提供する必要がある。

そこで、本研究では、市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築を図るとともに、高度情報化社会において広報活動の媒体とインターネットが活用されている現代社会の実態調査や、情報弱者に対するIT教育支援活動を行い、その問題対策を検討した。また、海外におけるバリアフリー調査を行うとともに、市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築を検討して、「バリアフリー情報一覧2007」の提供や「観光バリアフリー連続講座」を開催して、観光バリアフリー事業の必要性を指摘した。

キーワード：高齢化時代、市民協働、情報弱者、バリアフリー、観光バリアフリー

目次

- I はじめに
- II 福祉のまちづくりを取り巻く状況
 - 1 地域福祉と福祉のまちづくり
 - 2 計画策定の体制と経緯
- III 課題解決に向けた4つのしくみづくり
 - 1 市民の自立を支えるしくみづくり
 - 2 地域で支えあうしくみづくり
 - 3 市民協働のしくみづくり
 - 4 安全で快適な生活環境づくり
- IV 宮崎県内におけるバリアフリー情報マップの実態調査及び海外での車椅子トイレ用実態調査の一例
 - 1 宮崎県内におけるバリアフリー情報マップの実態調査

- 2 海外での車椅子用トイレ実態調査の一例
- V 宮崎市におけるバリアフリー検討委員会の位置づけ
 - 1 検討委員会の目的
 - 2 検討委員会の検討課題
 - 3 検討委員会の役割
- VI 高齢者や子育てママの情報弱者に対するIT支援活動紹介
- VII バリアフリー情報提供の充実に関する検討
 - 1 経過と協議内容
 - 2 課題解決の方法
 - 3 今後の検討課題
- VIII 民間施設のバリアフリーに関する検討
 - 1 課題抽出
 - 2 課題解決方法の検討
 - 3 観光バリアフリー連続講座
 - 4 今後の方向性
- IX まとめ

参考文献

参考ホームページ

謝 辞

I はじめに

安全で快適な生活環境づくりをめざして、公共的建築物のバリアフリー化とバリアフリー情報の提供方法について検討することは、福祉のまちづくりの分野において重要である。高齢者社会の中、障害のあるかたや高齢のかたをはじめ、すべての人が安心して生き生きと暮らせるように、宮崎県内の各種施設のバリアフリーに関する情報など、様々な情報を提供する必要がある。

そこで、本研究では、市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築を図るとともに、高度情報化社会において広報活動の媒体とインターネットが活用されている現代社会の実態を踏まえ⁽¹⁾、情報弱者に対するIT教育支援活動を行った。さらに、市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築を検討して、「バリアフリー情報一覧2007」の作成・発行と「観光バリアフリー連続講座」を開催した⁽²⁾。以下にこれらについて述べる。

II 福祉のまちづくりを取り巻く状況

現代に生きる私達をとりまく社会情勢は急速に変化を遂げ、それに伴い生活課題も多様化、複雑化している。そのような生活課題を、当事者や家族、または、行政だけで切り抜くことが困難になってきている。平成14年10月に地方分権改革推進会議が開催され、その中の「事務・事業のあり方に関する意見」の中でも、これまでの国が総ての国民に対して補償する最低生活水準を意味する「ナショナル・ミニマム」から市民のニーズに応じて地域ごとに適した財政状況をつくる事を意味する「ローカル・オプティマム」の転換の実現が協議されている。

さらに、地域住民のニーズに応じた最適の組み合わせを、地域ごとの判断で実現すべきであり、いわば、行政執行にあたっての「ローカル・オプティマム」の追求というべきである「行政の総合化」を目指すべきとしている。このように、行政が地域住民の様々なニーズに早急かつ、適切に対応できるように市民が中心となって総合的な行政制度に転換しようとする考え方が普及しつつある。

1 地域福祉と福祉のまちづくり

今回の計画策定に際して、「市民の協働」という言葉がキーワードとなっているように、それぞれ地域ごとに協力し活動していこうという思考が重要となっている。その代償ともいえるのが「地域福祉」である。地域福祉とは「社会福祉サービスを必要とする個人、家族の自立を地域社会の場において図ることを目的とし、それを可能とする地域社会の統合化、及び、生活基盤形成に必要な生活・居住条件整備のための環境改善サービスの開発と、对人的福祉サービス体系の創設、改善、動因、運用、及びこれら実現のために進める組織化活動の総体」を定義としている。

また、地域福祉の目的として、高齢、障害、その他の様々な事情から福祉サービスを必要とするようになっても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持ってまちの一員として普通の生活を送ることができるようになることとしている。そのような、地域福祉を推進するためには、在宅での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすること、道路、公園、商店街などを誰もが利用しやすいものとするなどがとても重要である。地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけではなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保険・医療、在宅、建設、商工業に携わる様々な専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要なのである。

このように、地域福祉は制度やシステムといったソフト的なものから、道路、建築物といったハード的なものまで幅広いまちづくりである。その中に「福祉」という理念が含まれていることから、地域福祉は福祉のまちづくりであると言える。

2 計画策定の体制と経緯

本計画は、これまでの宮崎市における行政計画の策定手法とは異なり、素案検討の段階から市民の参画によるワークショップや協議を行いながら策定するといった手法を用いている。この計画策定の体制としては、「市民参画の組織」と「行政組織」の2つに分けている。計画の素案は、市民参画の組織の「福祉のまちづくり市民協働会議作業部会」において作り、上部組織の「福祉のまちづくり市民協働会議」や行政組織と連携しながら作り上げられた。

III 課題解決に向けた4つのしくみづくり

1 市民の自立を支えるしくみづくり

以前の「社会福祉」は、行政が「高齢者」「低所得者」「障害者」…というように対象別、かつ、特定の対象者のみに対しそれぞれの生活課題に試行錯誤してきた。ところが、ノーマライゼーションの普及や生活課題の変化により、課題解決に向け社会福祉そのものの変化が求められるようになった。そこで、平成12年社会福祉法の改正や社会福祉基礎構造改革により、これからの社会福祉は、『すべての人が個人として人権を尊重され、自分の意思により、住み慣れた地域の中で「自立した生活」を送ることができるためのもの』という考え方に転換した。「自立した生活」とは、食事、排泄、入浴といった日常生活動作面での身体的自立や経済的自立だけを目標としているのではない。地域の人との交流や芸術、スポーツ等の文化活動への参加、財産管理、売買等の契約行為、選挙など生活全般にわたって目を向けていくことを指す。

ところで、この「自立した生活」を実現するためには生活課題を抱える本人はもちろんのこと、その家族や地域住民、サービス事業者や行政など本人をとりまくすべての人が関わり支え合い課題解決に一緒になって取り組む必要がある。このようにして、これからの「社会福祉」の考え方をもとに、すべての「市民の自立を支えるしくみ」をつくっていくことを目指している。

2 地域で支えあうしくみづくり

市民の誰もが住みなれた地域の中で家族や友人と共に自分らしく生活していくことを望んでいる。しかし、現実では様々な生活課題を抱えた人が増加している。その上、都市化の進展や地域住民との交流が希薄になっており、地域から孤立し個人が取り残された状態になっている。このような状況に対し、もはや行政だけでこれらの生活課題を対処することは困難になってきている。一人一人の市民が、自分の住んでいる地域の人々の生活習慣や考え方を理解し、交流を深め共に地域における生活課題に向け取り組む必要がある。つまり、地域における行政に頼ってばかりいるのではなく、PTA、社会福祉協議会、ボランティア、自治会、民生委員児童委員といった様々な組織や公民館、企業、学校、社会福祉施設や医療施設といった各種サービスの力が必要となっており、これらの組織と人とが相互理解に励み、地域について考え活動を共に行うといった「地域で支

えあうしくみ」の姿勢が求められている。

3 市民協働のしくみづくり

近年、社会経済の変化や国際化など社会の変化に伴い、個人のニーズが多様化、複雑化してきている。このような様々なニーズに対しこれまでは自治体に対応してきたが、経済の低成長や財政状況の悪化の中、それも限界に達している。そうした中、全国的にボランティア活動などの市民活動を通して地域社会における生活課題の解決を市民自ら、または市民と行政とが一体となって積極的に取り組む市民協働の動きが見られるようになった。

宮崎市においても、「心やさしい市民による支えあう地域づくり」をスローガンに、市民は自主的に市民活動に励み、市民参画による計画づくりや公園づくりを行ったり、パブリックコメント等を通して市民の意見を思索に反映させるなど、市民自らがまちづくりに参加しやすい環境を整える動きが見られている。

このように、市民一人一人が持つ潜在的能力を發揮できるように、市民、事業者、市が相互に役割を理解し、協働し、市民の生活課題の解決達成に向け「市民協働のしくみ」をつくる動きが活発化している。この「市民協働のしくみづくり」は、本計画のキーワードであり、推進に向けての中核であると言っても過言ではない。

4 安全で快適な生活環境づくり

全国的に、そして世界的に、高齢者、障害者をはじめとしたすべての市民が快適に生活できるための環境づくりに力を入れている。建築物や公共施設、道路といったバリアフリー化を推進する動きが、昭和45年頃から障害者の生活圏の拡大運動として始まり、ノーマライゼーション志向の普及と共に活発化してきた。その後、急速な高齢化の進展もあり、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」や平成12年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されるなどバリアフリーに関する法律が整備されはじめた。

このような国のバリアフリー促進の動きに伴い、宮崎市においても、平成2年に「宮崎市福祉のまちづくり条例」を制定し、宮崎市民全員が利用しやすい、建築物や公共施設、道路や公園などバリアフリー化されているか、または、落ち度はないか、というような指摘や改善を行っている。また、平成15年には交通バリアフリー法に基づき、「宮崎市移動円滑化基本構想」を策定し、利用者が特に多いバスターミナルや駅周辺を含む2地区を重点整備地区と定めて、バリアフリー化推進に向けての整備方針を定めている。これからさらに、すべての宮崎市民にとって「安全で快適な生活環境づくり」を進めている。

IV 宮崎県内におけるバリアフリー情報マップの実態調査及び海外での車椅子用トイレ実態調査の一例

1 宮崎県内におけるバリアフリー情報マップの実態調査

バリアフリー情報マップは、車いすを利用しているかたをはじめ、視覚に障害のあるかた、聴覚に障害のあるかた、高齢のかた、妊産婦、子供づれのかたなどが外出する際に、安全に安心して出かけていただくために、県内施設のバリアフリー情報を提供するもので、宮崎県福祉保健部障害福祉課がホームページで発信している。

このバリアフリー情報マップの目的は、障害をもっている人も含めて、地域住民すべてが外出する際に少しでも楽しいものになればと作成されています。なお、バリアフリー情報マップは、地域住民によりよく活用してもらうように、次の5つの工夫が行われている。

(1)バリアフリー情報をわかりやすく伝達する工夫

- ① 施設のバリアフリー情報の多くに障害者トイレの写真と図面の掲載。
- ② 情報を的確に探せるように、「地図から探す」、「障害の状況等から探す」、「条件から探す」と3つの検索が可能。
- ③ 携帯電話に対応。
- ④ 外出先でも、目的の施設を探せるように、情報マップの情報を紙で印刷が可能。

(2)障害のあるかたや高齢のかたにも活用できる工夫。

- ① 文字の大きさの調整が可能。
- ② 文字や背景の色を黒、黄、緑、紫など7種類から選択。
- ③ 視覚障害者のための音声読み上げソフトに対応。

(3)福祉のまちづくりを知る工夫

- ① 子供たちに福祉のまちづくりをわかってもらうためにキッズコーナーを創設（動画版、静止画版を用意）。
- ② 人にやさしい福祉のまちづくりの優良事例の紹介。

(4)皆様と情報交換する工夫

- ① 皆様からバリアフリー情報を寄せてもらうコーナーを設置。
- ② 最新のバリアフリー情報を送付するメールマガジンを開設。
- ③ 利用者が身の回りの優れたバリアフリーを自慢する「バリアフリー自慢」というコーナーを設置。

(5)ホームページのバリアフリー化を進めるための工夫

- ① より多くの人にホームページのバリアフリー化を理解・実践していただくために、手引書を作成。

2 海外での障害者用車椅子トイレ実態調査の一例

今回、著者は第15回高電圧国際会議（15th ISH）（開催地の国名・都市：スロベニア・リュブリャナ、期間：平成19年8月26日～8月31日）にて最近の研究発表及び資料収集のため、海外出張を行なう機会を利用して、この国際会議の参加を前後して、ヨーロッパでも有名な都市の一部のバリアフリー調査を行った。

調査した都市（国）はフランクフルト（ドイツ）、ハイデンベルク（ドイツ）、（リュブリャナ（スロベニア）、ウィーン（オーストリア）、プラハ（チェコ）の5つの都市である。海外における車椅子用トイレについては国内よりも設備は優れ、またその設置数は多いようである。ここでは、その一部を紹介する。写真1はハイデンベルク駅内の車椅子用トイレを、また写真2はプラハ・ルズィニェ国際空港内の車椅子用トイレである。両トイレとも広さにおいて国内より広く、設備も充実していることがわかった。その他の都市の車椅子用トイレも同様に、広く、きれいでわかりやすい標識となっていることがわかった。



写真1 ハイデンベルク(ドイツ)駅内での車椅子用トイレ



写真2 プラハ・ルズィニェ国際空港(チェコ)内での車椅子用トイレ

V 宮崎市におけるバリアフリー検討委員会の位置づけ

宮崎市は福祉のまちづくり計画推進のための、市民、事業者、市の協議の場として、バリアフリー検討委員会（委員長：宮崎公立大学教授・金子正光）を設置した。設置背景は、平成16年3月に策定された「宮崎市福祉のまちづくり総合計画」に基づき、「安全で快適な生活環境づくり」（第4章）をすすめるために、「公共的建築物のバリアフリー化の促進」（第2章）と「バリアフリー情報提供体制の整備」（第5章）を行うための課題を検討し、解決策を考える場としている。

1 検討委員会の目的

(1)「避難施設を含む公共的建築物のバリアフリー化の促進」をさせるために、どのようにバリアフリー化を進めていくか検討する。

(2)「バリアフリー情報提供の充実」を図るため、建築物や道路、公園等のバリアフリーの情報をだれもが入手でき、また施設等においてもバリアフリーの情報が得られやすいように検討する。

2 検討委員会の検討課題

検討課題として、次の4つが挙げられる。

- (1)既存の公共施設（小中学校を含む）のバリアフリー化の促進及び高齢者・障害者等の避難生活に対応できる避難施設のあり方
- (2)民間の公共的建築物のバリアフリー化の促進
- (3)公共施設をつくる際の高齢者、障害者等の意見反映のシステム
- (4)建築物や道路、公園等のバリアフリー情報提供のあり方及び施設における案内、誘導のあり方

3 検討委員会の役割

バリアフリー検討委員会の役割は次の通りである。

- (1)検討委員会は、バリアフリーの検討課題を市民、事業者、行政が対等の立場でともに協議し、解決の方策を考える協働の組織である。
- (2)検討委員会では、検討課題を解決するための解決策（事業等）を考える。
- (3)検討委員会で考える解決策（事業等）は、以下の根拠が明確でなければならない。
 - ①課題に対する問題意識等の把握（市民ニーズ・市役所内意識）
 - ②先進地等における課題解決のための施策内容と成果等の把握
 - ③既存の類似事業等の比較検討
 - ④事業を行うにあたっての成果の予想
 - ⑤事業の予算内容と額の根拠
- (4)十分に検討された解決策（新規事業等）について、関係課において事業化を行う。ただし、予算を伴うものは予算査定があり、必ず事業化できるとは限らない。

バリアフリー検討委員会の情報部会の課題として、最新の宮崎市内における車いす用トイレ情報のデータベース化並びに簡易出版が決定された。すでに、著者は平成11年に車いす用トイレマップのホームページ構築を行っているが⁽³⁾、しかし、その構築からすでに7年が経過したので、再度、田野町、佐土原町そして高岡町のデータを追加した宮崎市内の車いす用トイレ情報を構築した。

VI 高齢者や子育てママの情報弱者に対するIT支援活動紹介

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」インターネットに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができる「ユビキタスネットワーク社会」が実現に向かいつつあると指摘している。この情報通信白書では、情報通信関連機器やネットワークサービス等、将来のユビキタスネットワーク社

会を支える各産業はもちろんのこと、新たにネットワークを活用してサービスを展開する企業の出現や、新規ビジネスやサービスの創出が、日本経済を活性化していくと分析している。

その一方で、ユビキタスネットワーク社会へ向けた課題として、①個人情報・プライバシーの保護、②ウィルスなどからの情報セキュリティの確保、③地域や年齢層の違いによって生じるデジタル・ディバイド(情報格差)などの問題点も指摘されている⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

そこで、宮崎公立大学情報科学研究室が企画・運営して、高齢者や子育てママを対象にした、IT支援活動を行った。その活動の紹介の一部として、写真3と写真4に示す。

VII バリアフリー情報提供の充実に 関する検討

ここでは、福祉のまちづくり総合計画第4章第5節1-① ②～バリアフリー情報提供の充実に基づいて、①建築物や道路、公園等のバリアフリー情報提供のあり方、②施設についての案内、誘導等のあり方について検討を行なったので、以下に述べる。

1 経過と協議内容

本検討委員会では、バリアフリー施設の情報提供等について12人の委員により話し合いを行った。リーダーは特定非営利活動法人宮崎福祉のまちづくり協議会理事長土肥雅郎氏である。これにより、次のような効果が得られた。要約すると次の通りである。

- (1)市民、事業者、行政がともに同じ課題を話し合うことにより、バリアフリー化に関する意識が高まった。
- (2)バリアフリーについて、ハード面・ソフト面の両面の共通認識を持つようになった。
- (3)バリアフリー化に何が必要かを一緒に考え、アイデアを交換し合うことにより、市民・事業



写真3 高齢者向けインターネット体験講習会
日 時：平成19年10月20日（土）
13:00～16:00
場 所：宮崎公立大学・
マルチメディア第1講義室
受講者：25名、ボランティア：25名



写真4 子育てママのためのパソコン連続講座
(3回シリーズ)
日 時：平成19年9月25日～27日
10:00～12:00
場 所：宮崎公立大学・地域研究センター・IT教育支援室
参加者：11名
ボランティア：11名（延べ33名）

者・行政の立場が理解でき、よりよい「バリアフリー情報」を完成しようという意識が生まれた。検討委員会では、行政と住民が持っている情報をどうやって共有するか、どのような情報がほしいのか、どうしたら情報を集めることが出来るか、ということについて意見交換を行った。

検討の中で、「手話通訳者一覧（手話ができる人がいるという一覧）を作成する必要がある」、「聴覚コミュニケーション支援事業の修了者の把握が必要、道路・建物内の安全といった情報が必要である」、「建物のバリアフリー情報を提供する必要がある」という意見がでた。第1回（平成17年2月1日開催）から延べ13回（平成19年1月30日開催）までの検討内容の詳細事項を整理してまとめた。詳細については参考文献⁽²⁾を参照して下さい。

2 課題解決の方法

本検討委員会で、障害者の方が積極的に社会とかわかっていくためには、「各施設のバリアフリー情報提供が必要である」との意見があった。そこで、以下の2つの発行を行った。

(1)バリアフリー情報一覧

バリアフリー情報一覧としては、「宮崎市みんなのためのおでかけ案内バリアフリー情報一覧2007」⁽²⁾として、平成19年3月末に発行した。

(2)聴覚障害者向けミニ情報誌の発行を行った。

3 今後の検討課題

今後バリアフリー情報一覧を使い易いものとするため、次のことが提案された。

(1)バリアフリー情報を継続して提供していくために担当課（窓口）を決める必要がある。

(2)情報一覧を見やすいものとするために、利用者側の意見を聞くこと。また、アンケートをとるなど情報収集することも必要である。

(3)情報一覧（全体分）の作成は3年に一度は作成する必要がある。

(4)情報一覧には、できるだけ新しい情報が反映されるよう手続きを工夫する必要がある。

(5)バリアフリー情報のデータの追加、削除は、「宮崎市福祉のまちづくり対象施設整備補助金制度」を建築指導課で行っていることから、建築指導課で把握できる。今回は、宮崎公立大学の情報科学研究室の学生らの協力の下で作成したが、今後、作成する場合に協力依頼をするときには、宮崎公立大学との契約等の手続きを検討する必要がある。

(6)視覚障害者のため、音声版、点字版を作成することを検討すること。又、ホームページにバリアフリー情報を掲載した場合、音声変換ができるような工夫が必要である。

バリアフリー検討委員会は、第13回をもって終了したが、バリアフリー情報提供体制を整備するためには、ソフト面、ハード面の両方を充実していく必要がある。そのためは、市民、事業者、行政が連携を十分図るとともに、お互いの役割分担を明確にして、情報提供の体制を整備していかなければならないことが確認された。

VIII 民間施設のバリアフリーに関する検討

ここでは、福祉のまちづくり総合計画第4章第2節1-①～避難施設を含む公共的建築物のバリアフリー化の促進に基づいて、民間の公共的建築物のバリアフリー化の促進のための検討を行ったので、以下に述べる。

1 課題抽出

検討を進めるに当たり、主に中心市街地の「既存民間建築物のバリアフリー化」を進めるための課題について、参加者全員でワークショップにより意見を出し合い問題を抽出した。リーダーとして社会福祉法人「ゆくり」アートステーションどんこや施設長の立根篤則氏、他13人の委員からなる。表1に民間施設の諸問題とその問題点の具体的な事項を示す。

2 課題解決方法の検討

ワークショップによる課題抽出により、既存民間建築物のバリアフリー化を進めるためには、「店舗等の改修の必要性」や「交通機関のバリアフリー化」、「市民や事業者への情報提供」、「市民や事業者の意識」、「事業者の経済的な問題」などがあり、既存民間建築物というより地域のバリアフリー化の問題を、総合的に課題解決の検討をする必要があることを参加者全員で確認し、検討を行った。

そこで、高山市や三重県伊勢志摩地方で取り組まれている「観光バリアフリー」の事業に注目した。高山市においては、障害者や高齢者、在日外国人による「モニターツアー」を実施し、その意見に基づき道路や公衆トイレ等の公共施設を中心にバリアフリー改修を行っている。

また、三重県では特定非営利活動法人「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」において、障害

表1 民間施設の諸問題とその問題点の具体的な事項

諸問題例	問題点の具体的な事項
①店舗等のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や物販店のバリアフリー化がすすまない。 ・車いす用トイレを含めて公衆トイレが少ない。 ・物理的なバリアは人的なバリアですべてカバーすることはできない。 ・地域全体でバリアフリーに取り組んでいない。 ・ハード面の整備だけでなく人的な介助などソフト面と両方の整備が必要。
②交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関のすべてのバリアフリー化が必要。 ・街中へ出るためには、ノンステップバス、鉄道ともに予約なしで乗りたい。
③ 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者に必要な情報が伝わらない。 ・高齢者、障害者の声が少なく事業者に届かない。 ・事業者がバリアフリーを相談するところがない。
④バリアフリーに関する意識	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす用駐車場に駐車するなど一般の人たちの意識が低い。 ・人的な介助をいやがる障害者もいる。 ・客として高齢者、障害者を重要視していない。
⑤事業者から見た経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化には改修の費用負担と改修に要する時間がかかることがネックとなっている。 ・事業者にとってバリアフリー整備のメリットが明確でない。

者自身が観光施設のバリアフリー情報を収集し、それをもとにホームページや情報誌による情報発信や観光事業者に対するアドバイスを行っている。

超高齢社会を目前に控え、高齢者や障害者の旅行者が増加することが見込まれている。旅行者が訪れるのは観光地だけにとどまらず、地域の飲食店や物販店なども対象となることを考えると、これらの施設のバリアフリー化を図ることは、旅行者のみならず地域に住む人たちにとっても大きなメリットになると考えられることから、「観光バリアフリー」を進めていくことが、課題解決につながると考えられる。

3 観光バリアフリー連続講座

「観光バリアフリー」とは、高齢者や障害者が不自由なく外出や観光できる状態を意味する。高齢社会となり、高齢者や障害者がさらに増加することが見込まれている。宮崎において観光バリアフリーを実現するために、平成18年11月19日（日）に「第1回観光バリアフリー連続講座」を実施した。午前中に高齢者や障害者が宮崎市の繁華街へ出かける「モニターツアー」を実施し、午後には宮崎市民プラザにおいて「基調講演」と「モニターツアーを踏まえた意見交換会」を実施した。

モニターツアーは、あらかじめ決められた高齢者、障害者、介助者、記録者のモニターが、車いす、聴覚障害者、視覚障害者、高齢者のグループに分かれて、買い物や食事をしながら商店街の人たちとコミュニケーションをとり、高齢者や障害者が訪れやすい商店街について検討した。

予算は、宮崎市社会福祉協議会を窓口とした「宮崎県高齢者等保健福祉推進事業」による補助を、バリアフリー検討委員会が受けて実施した。午前中に宮崎市の中心市街地において「モニターツアー」を、午後には宮崎市民プラザにおいて「第1回の基調講演」と「モニターツアーを踏まえた意見交換会」を行った。

第1回の基調講演は、車いす使用者である木島英登氏（木島英登（きじまひでと）バリアフリー研究所代表、大阪府）が、「世界70ヶ国を訪問！車いすの旅人が見た世界の観光地・日本の観光地」と題して行った。また、「第2回観光バリアフリー連続講座」を平成19年3月3日（土）、宮崎公立大学交流センター多目的ホールにおいて開催した。

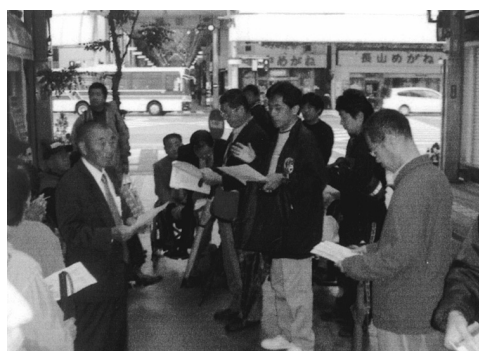


写真5 第1回観光バリアフリー連続講座（モニターツアー）打合わせの様子
日 時：平成18年11月19日（日）、10:00～12:00
場 所：宮崎市 若草通り
参加者：12名、ボランティア：12名

(1) モニターツアー

写真5に示すように、モニターツアーは、あらかじめ決められた高齢者、障害者、介助者、記録者のモニターが、車いす、聴覚障害者、視覚障害

者、高齢者のグループに分かれて、買い物や食事をしながら商店街の人たちとコミュニケーションをとり、高齢者や障害者が訪れやすい商店街を調査した。写真6は、車いすの人と公立大学生のチームからなるグループで、デパート内でのバリアフリー情報を調査している様子である。当日の意見交換会において報告のあった意見を抜粋した結果を表2に示す。



写真6 第1回観光バリアフリー連続講座（モニターツアー）デパート内での調査

(2) 第1回基調講演

基調講演は、写真7に示すように車いす使用者である木島英登氏（木島英登バリアフリー研究所代表、大阪府）が、「世界70ヶ国を訪問！車いすの旅人が見た世界の観光地・日本の観光地」と題して行った。講演では、海外のバリアフリーについて、「アメリカでは、障害者として出来るか、出来ないかではなく、やりたいか、やりたくないか、という選択肢で驚いたこと。」「ノルウェーの古いお城の見学では、まわりの人たちに交代で担いでもらい、多くの人たちと美しさの感動を共有できたこと。」「アメリカの野球場



写真7 第1回観光バリアフリー連続講座（第1回基調講演会）
日 時：平成18年11月19日（日）13:30～15:30
場 所：宮崎市民プラザ 大会議室

表2 第1回のモニターの調査結果

グループ名	調査結果の例
①車いすグループ	「多くの店舗入口に1段の段差がある。そのうち約7割の店に、勾配は急だが簡易スロープが設置されていた。また車いすを押すなど店員の対応はどれも親切だった。」「半面、アーケード内の点字ブロックを敷いたところまで看板や商品を出した店がある。」「2、3階建ての店のほとんどにエレベーターがなく、上の店には行けない。」「デパート内のトイレ等の標示が小さくわかりにくい。」「建物入口に、車いすと盲導犬が入っているという表示がされている店は入りやすい。」「商店街全体に、駐車場やトイレについての情報提供がなく、初めて来る人は困ると思う。」
②高齢者グループ	「デパートの入口は自動ドアにしてほしい。」「デパートの各階に同じようにあると思った男女のトイレがないところがあり困る。」「車いすトイレがない。」「車いすトイレなどの標示が小さくわかりにくい。」「車いす駐車場の位置がわかりにくい。」「商店街の店は、入口に段差があると危なく感じる。」
③聴覚障害者グループ	「聴覚障害者とわかったら、動揺して手話ができないと避けられた。」「手話が出来ないということでメモ用紙をくれた店があったが、これでいい。」「聴覚障害者には、大きく口を開けて話して欲しい。」「横断歩道に青の待ち時間を示す電光掲示板があったが、このようにいろいろな情報が電光掲示であるといい。」
④視覚障害者グループ	「歩道の点字ブロックが、木の植え込みを迂回するように敷かれているが、歩く方向がわからなくなる。」「点字ブロックがないと、真直ぐ歩くのは不可能。正しく誘導してほしい。」「若草通の両端に点字ブロックが敷かれているが、看板や商品等が上に置かれており危険。」「音声信号機があるが、音が絞られて音声が出ていない。」「デパートの入口に点字ブロックがなくわからない。」

では、300程の車いす席はすべて車いすが来たときに固定イスを取り外せるようになっており、すべてのエリアで車いす以外の友人と並んで見ることが出来た。」こと。また日本のバリアフリーについて、「①豪華で過剰である。②利用者に責任を取らせてくれない。(提供者側の都合)③一方通行である。」と述べ、「バリアフリーは選択肢の一つであってほしい。日本では、バリアフリーのツアーが出来ると障害者はすべてそちらになってしまう。」と述べた。

最後に、「Diversity(多様性の受容)をすすめて、少しでも多くの人々が不自由を感じないで、一人の人間として楽しく生きられ、だれでもやりたいことに挑戦できる社会となってほしい。」と締めくくった。

今回、障害者や高齢者によるモニターツアーの結果から、「7割の店舗に簡易スロープが設置されていた。」ことや「スロープでは車いすを押すなど店員の対応はどれも親切だった。」ことを考えると、事業者が障害者や高齢者を拒否しているわけではないこと。また、「建物入口に、車いすと盲導犬が入っていいという標示がされている店は入りやすい。」「商店街全体に、駐車場やトイレについての情報提供がなく、初めて来る人は困ると思う。」「車いすトイレなどの標示が小さくわかりにくい。」ことを考えると、表示などの情報提供によって、障害者や高齢者の利用が向上することがわかった。

一方で、「看板や商品等が点字ブロック上に置かれており危険。」なところや、「聴覚障害者とわかったら、動揺して手話ができないと避けられた。」「歩道の点字ブロックが、木の植え込みを迂回するように敷かれているが、歩く方向がわからなくなる。」「音声信号機があるが、音が絞られて音声が出ていない。」など行政や事業者が改善すべきところもある。また、「2、3階建ての店のほとんどにエレベーターがなく、上の店には行けない。」「車いすトイレがなかった。」など、今すぐ解決できない問題もあるが、高齢者や障害者と商店街等との話し合いを持つなど、両方の情報をつなぐことによって、商店街の中の主要な店舗に車いすトイレを設置するなど商店街全体として解決策を見出せるのではないかと考える。

以上により、高齢者や障害者と事業者のそれぞれが必要な情報を交換することにより、高齢者や障害者の利便性が大きく向上すると思われた。

(3) 第2回基調講演

「第2回観光バリアフリー連続講座」は「観光バリアフリーの情報発信」をテーマに、平成19年3月3日(土)宮崎公立大学交流センター多目的ホールにおいて開催した。講師に特定非営利活動法人「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」



写真8 第2回観光バリアフリー連続講座
日時：平成19年3月3日(土)
13:40~17:30
場所：宮崎公立大学交流センター多目的ホール
●基調講演 13:40~14:40
テーマ「伊勢志摩バリアフリーツアーセンターのあゆみ」
発表者：野口あゆみ氏
(NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長)

事務局長の野口あゆみ氏を迎えて、基調講演と野口氏と宮崎のパネリストによるパネルディスカッションを行なった。そのときの基調講演とパネルディスカッションの様子をそれぞれ写真8、写真9及び写真10で示す。また、第2回観光バリアフリー講座に関する紹介が地元の新聞に掲載された⁽²⁾。

4 今後の方向性

民間施設バリアフリーの調査班では、今後とも「観光バリアフリー事業」をすすめることで、民間施設のバリアフリーを推進する必要があると考えており、平成19年度もバリアフリー検討会を継続して開催している。今後とも商店街や観光事業者の協働する団体を増やしていきながら、講演会による啓発運動を続けていくとともに、モニターツアーの結果を活かして、障害者や高齢者と商店街等との話し合いやホームページ作成、情報誌の発行を行い「観光バリアフリー」の情報発信を実施する予定である。最後に、観光バリアフリー事業は宮崎の観光の再生にも繋がる重要な事業であるが、それを具体化するためにはすでに紹介した“特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター”のような体制として、図1に示す“みやざきバリアフリーセンター”の設立が必要となることであろう。

IX まとめ

本研究は主に平成17年度から平成18年度の2ヶ年間に亘り、市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築を図るため、バリアフリー検討委員会に出席して、市民協働による問題



写真9 ●伊勢志摩バリアフリー報告
14:40~15:00
テーマ「伊勢志摩バリアフリーセンターの利用者として」
発表者：野口幸一氏
(三重県職員 車いす使用者)



写真10 ●パネルディスカッション
15:30~17:30
テーマ「宮崎における観光バリアフリー情報の必要性について」

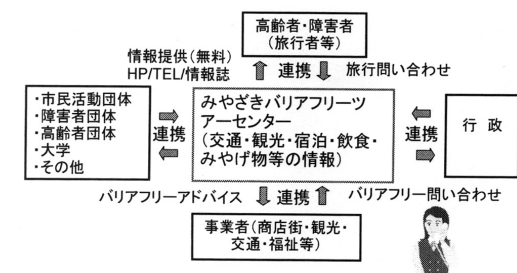


図1 みやざきバリアフリーセンターの体制

点を整理するとともに「宮崎市みんなのためのおでかけ案内バリアフリー情報一覧 2007」を作成し出版した。また、平成18年11月19日に「モニターツアー」を実施するとともに「観光バリアフリー連続講座」を平成18年11月19日と平成19年3月3日に、それぞれ外部から講師を招き実施した。一連の調査研究の結果、次のような展望を見出すことができた⁽²⁾。

1 福祉のまちづくり市民意見設計反映事業（平成19年度新規事業）

立地条件や用途、予算等の制約の中で最も効果的で効率的な管理施設のバリアフリー整備をめざす。

①バリアフリー検討会（仮称）の設置

- ・市民がより利用しやすい市管理施設のバリアフリー化を実現するために、施設整備をする際に市民意見を設計に反映させるための「バリアフリー検討会」を設置する。
- ・宮崎市福祉のまちづくり条例第6条（市の責務）第3項に基づいて、設置要項を定める。
- ・対象施設を整備する際に施設管理の担当課が判断して、「基本設計時」あるいは「実施設計時」において検討会に諮る。
- ・検討会は、各課の申し出により年に数回、時期を決めて開催する。
- ・検討会は、障害者や市民活動団体等から12名の委員により構成する。
- ・検討する施設数が増加する場合は、12名の委員は6人ずつ2班に分かれて検討を行う。

②探検隊の実施

- ・検討会の12名の委員が、検討する施設等の現地調査が必要な場合に実施する。
- ・「施設建設予定地」「検討会で協議した施設の工事状況や完了後の状況」「モデルとなるバリアフリー施設」などのために年2回程度、見学を実施する。
- ・探検隊には市のマイクロバスを使用する。（介助等の配慮をする。）

2 バリアフリー検討委員会の継続

- ・2班で検討を進める「観光バリアフリー」事業を、継続して検討するために委員会開催を月1回程度開催する。

3 『バリアフリー情報一覧』の継続

- ・情報誌（庁内印刷）の継続発行とホームページへのデータ提供。

4 避難施設及び学校施設のバリアフリー化の継続検討

- ・1班（A班、B班）で出された課題解決策に基づき、今後に関係する各課等と検討する。

参考文献

- (1) 金子正光：平成17年度研究プロジェクト報告書、第4編「市民協働によるバリアフリー情報システムの構築に関する研究（Ⅰ）」、平成18年9月発行、宮崎公立大学・地域研究センター、pp. 101-111
- (2) 金子正光：平成18年度研究プロジェクト報告書、第3編「市民協働によるバリアフリー情報シ

ステムの構築に関する研究（Ⅱ）」、平成19年9月発行、宮崎公立大学・地域研究センター、pp. 37-51

(3) 金子正光、他：「福祉と情報（Ⅰ）—みやざきフラワーフェスタのタウンモビリティと宮崎県内の車いす用トイレマップのホームページ構築—」、1999年3月、宮崎公立大学人文学部紀要、第6巻、第1号、pp. 237-254

(4) 金子正光：「IT時代における高齢者の情報リテラシー教育のあり方」、2003年10月、（財）みやざき21世紀戦略推進財団、pp. 1-34

(5) 金子正光：地域の高齢者・障害者に対する情報ボランティアの支援活動事例と展望、2005年3月、宮崎公立大学人文学部紀要、第12巻、第1号、pp. 63-76

(6) 金子正光：少子高齢化時代におけるインターネットの課題と展望～宮崎公立大学のIT支援活動～、2005年10月、財団法人みやぎん経済研究所、調査月報、No. 10、pp. 2-6

参考ホームページ

- (1) 福祉保健部障害福祉課；<http://m-bfree.pref.miyazaki.jp/>
- (2) 木島英登バリアフリー研究所；<http://www.kijikiji.com/consultant/index.htm>
- (3) NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター；<http://www.barifuri.com/>

謝辞

本研究の一部は、平成17年度～18年度宮崎公立大学・地域研究センター研究プロジェクト「市民協働によるバリアフリー情報提供システムの構築に関する調査研究（Ⅰ）・（Ⅱ）」（研究代表者 金子正光）、宮崎学術振興財団助成金（平成19年度「宮崎東諸県広域市町村圏内の情報弱者に対するIT教育支援と情報バリアフリーに関する研究」（研究代表者 金子正光）並びに平成18年度～平成19年度宮崎県高齢者等保健福祉推進事業（事業の名称：観光バリアフリー連続講座の開催事業、宮崎市バリアフリー検討委員会（会長 金子正光））の支援によるものである。

最後に、バリアフリー検討会に参加された関係各位並びに宮崎公立大学・地域研究センターの関係各位と宮崎公立大学情報科学研究室の学生に対して深く感謝する。

